

## 高桑 昭先生の御退職に寄せて

法務研究科長 渡 邊 知行

高桑昭先生は、立教大学法学部教授、京都大学法学部教授、帝京大学法学部教授を経て、二〇〇三年四月に成蹊大学法学部に客員教授として赴任され、翌年四月から本年三月ご退職されるまで法科大学院客員教授として、国際私法・国際取引法の分野で研究や教育に貢献されてきました。

先生が大学に着任されるまでのご経歴ですが、先生は、東京大学法学部を卒業された後、一九六二年四月より裁判官として、東京地方裁判所・東京高等裁判所、法務省訟務局・民事局、外務省条約局などに勤務されるなかで、国際連合国際商取引法委員会、ハーグ国際私法会議で政府代表の重責を担われました。その後、一九七七年二月から大学教授に転職される一九八八年三月に至るまで、裁判官の経験を生かして弁護士としてもご活躍されて業績を積み上げられています。

先生は、国際私法・国際取引法の分野で、国際裁判管轄や国際商事仲裁法など幅広い分野で論文や研究書を執筆され、体系書として『国際商取引法』（有斐閣）の版を重ねられました。そして、法科大学院では、二〇〇四年四月の

開設時から「国際私法」「国際取引法」の授業を担当され、二〇〇六年から実施されている新司法試験では、「国際関係法（私法系）」の司法試験委員に任命されました。

二〇〇五年には、先生のご研究の集大成として、『国際取引法における私法の統一と国際私法』（有斐閣）を刊行されました。一九世紀のヨーロッパにおいて国境を超える経済活動が発展するなかで、実体法と国際私法について、国ごとに異なる不都合を解消するために国際的に統一する議論が展開されて、国際動産売買条約など今日の成果に至っています。個別の事案における法の適用にとどまらず、国際的な立法作業を行うためにも、国ごとの多様な法の相違について、どのような方法でどのような程度に克服されてきたのかを把握して、渉外的法律関係に対する法の適用の仕組みを説明することが必要です。先生は、このような問題意識のもとで、法務省民事局と外務省条約局において国際私法の統一と国際取引法の統一の作業で重責を担われてきたご経験を踏まえながら、実体法の統一私法と国際私法の関係や国際取引法における法の統一に関する多くの研究成果を公表されて、その成果として主要なご論文を本書にまとめられました。

先生は、ご定年で退職されますが、今年度も引き続き非常勤講師として成蹊大学法科大学院で国際取引法の授業を担当していただきます。先生のご健康と今後の益々のご活躍をお祈り申し上げます。